

改定答申は全都道府県で20円超え ——全国加重平均は26円増の874円に

厚生労働省の中央最低賃金審議会（会長＝仁田道夫・東京大学名誉教授）は7月26日、2018年度における地域別最低賃金の改定目安を答申した。引上げ額の全国加重平均は26円で、時給方式に切り替わった2002年度以降、最大の上げ幅を記録した。2桁での引き上げは7年連続となり、大幅に（25円）引上げられた2016—17年度を、さらに1円上回った。また、目安額は全都道府県で20円を超え、引き上げ率に換算すると3.1%（昨年度は3.0%）となった。

政府は先般、閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」（6月2日）や「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」（ともに6月15日）で、最低賃金については「年率3%（程度）を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す」方針を、（3年連続で）掲げていた。第2次安倍政権発足以降の最賃の引き上げ額が、2018年度分を加えて累計120円を超える一方、事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を対象に調査した「影響率」（最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合）も上昇しており、2016年度で11.0%、2017年度で11.8%となっている（図表1）。

Aランクは1,000円への到達を／労働者側委員

2018年度の地域別最低賃金を巡っては、6月26日の中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安に係る諮問を受け、「目安に関する小委員会」が設置された。以降、4回にわたる審議（7月24日午後～25日未明にかけて集中審議）を重ね、「目安に関する公益委員見解」等が示されるに至った。

「目安に関する小委員会報告」（7月24日）によると、審議のなかで、労働者側委員は「最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が依然として大きいとの課題意識から、引き続き、当面目指すべき水準を意識した目安を議論すべきであり、まずは、800円以下の地域別最低賃金をなくすことが急務である」と強調。その上で、「トップランナーとも言えるAランクは1,000円への到達を目指すべきであり、これらの到達時期については、経済環境等にも配慮しつつ、2020年を目途にすべきである」と主張した。

また、「生活圈と経済圏が広範囲となり、人手不足がますます深刻化する中、隣県や都市部との格差拡大は働き手の流出に直結しており、この状況を早急に是正しなければ、地方における中小・零細企業の事業継続や発展は困難である」と指摘。さらに、「地方最低賃金審議会の自主性発揮を促す観点

からも、中央最低賃金審議会において最低賃金の地域間格差の是正に向けた議論を行い、ランク間差を最小限にとどめるとともに、最高額と最低額の比率の更なる改善を図っていく必要がある」等とする主張を展開した。

経営への影響を十分に考慮した審議を／使用者側委員

これに対し、使用者側委員は「急激な原油価格の上昇、原材料価格の増大、労働力の確保が困難な状況による人件費の高騰など、経営コストの上昇圧力が非常に強く、中小企業を取り巻く経営環境は中小企業景況調査や法人企業統計の結果をはじめ、総じて厳しい環境にあり、中小企業の経営者は賃金支払い能力が乏しい中で深刻な人手不足に対処するため、実力以上の賃上げを強いられている」との認識を示した。

そのうえで、「最低賃金は全ての企業・使用者にあまねく適用され、最低賃金を下回る場合は罰則の対象になることから、通常の賃上げとは性格が異なるとともに、政府による各種支援策の効果は未だ十分に上がっているとは言えず、近年の大幅な引上げによる企業経営への影響を十分に考慮した審議をすべきである」と主張。さらに、「『働き方改革実行計画』に記載された『年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく』という政府方針は、毎年3%程度、機械的な引上げを行うことなく、

表1 地域別最低賃金の全国加重平均額と引き上げ率の推移

(単位:円、%)

最低賃金額	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
全 国		703 (2.33)	713 (1.42)	730 (2.38)	737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)
	Aランク	752 (3.01)	769 (2.26)	792 (2.99)	804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)
	Bランク	704 (2.18)	710 (0.85)	724 (1.97)	725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)
	Cランク	669 (1.67)	673 (0.60)	686 (1.93)	691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)
	Dランク	629 (1.45)	631 (0.32)	643 (1.90)	648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)
対前年度引上げ額		16	10	17	7	12(※)	(15)	16	18	25(※)	25
(前年比、%)		(2.33)	(1.42)	(2.38)	(0.96)	(1.63)	(2.00)	(2.09)	(2.31)	(3.13)	(3.04)
未満率(%)		1.2	1.6	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7
影響率(%)		2.7	2.7	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.0	11.8

- (注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。
 2 ()内は引上げ率(%)を示す。
 3 (※)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分(24年度は+2円、28年度は+1円)が含まれる。
 4 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 5 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 6 「未満率」や「影響率」は事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている(厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」)。

名目GDP成長率が年率3%に達しない場合は、それを考慮しながら引上げ額を議論することであり、そうでなければ、目安審議や地方最低賃金審議会で審議を行う意味はない」とした。

また、「最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法(昭和34年(1959年)法律第137号)第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表(※)を重視するとともに、明確な根拠に基づいた納得感のある目安を提示すべきである」等と強く求めた。

「働き方改革実行計画」に留意し、諸般の事情を総合的に勘案／公益委員

このように、労使の意見の隔たりが大きかったことから、2018年度における地域別最低賃金額の改定目安をめぐっては、「平成29年(2017年)全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて『働き方改革実行計画』に留意し、諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員見解が取りまとめられた。

なお、その提示に当たっては、「政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する」とともに、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する」等とした。

全ランクで昨年度目安を1円上回る

その上で、公益委員見解によると、2018年度の地域別最低賃金の改定目安は、いずれのランクも昨年度の目安を1円ずつ上回る、Aランク(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県)で27円、Bランク(茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島)の11府県)で26円、Cランク(北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡)の14道県)で25円、Dランク(青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、

宮崎、鹿児島、沖縄)の16県)で23円となった。

同見解を取りまとめるに当たっては、「賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇していること、消費者物価がプラスに転じ、今後も引き続き上昇が見込まれていること、名目GDP成長率は年率3%に及ばないものの平成29年は前年比で上昇していること、影響率は引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で1倍を超え、雇用者数も増加傾向にあるほか、失業率の低下や倒産件数の減少が見られるなど、最低賃金引上げが雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないこと、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があることに加え、働き方改革関連法案が成立した中で、働き方改革実行計画の重要な目標である非正規雇用労働者の処遇改善が引き続き社会的に求められていることを特に重視する必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行った」等と説明した。

中央最低賃金の目安を上回る答申が23県に

中央最低賃金審議会の目安答申を参考にしつつ、各地方の最低賃金審議会（都道府県労働局に設置）で、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議が行われ、8月10日には全都道府県で、地域別最低賃金の改定額答申が出揃った（図表2）。厚生労働省の確認によると、中央最低賃金審議会の目安答申から、全ての地方最低賃金審議会が改定額答申が出揃うまでに15日というのは、過去10年間（2009年度以降）で最短という。そのうえで、地方最低賃金審議会の改定額答申を見ると、引き上げ額は最高（27円）～最低（24円）まで4円の幅に分布している。全国加重平均額は、昨年度から26円引き上げの874円となった。

また、同省の取りまとめによると、東北、中四国、九州等を中心に、中央最低賃金審議会の目安額を上回る引き上げ額が23県（昨年度は4県）にのぼった。答申された改定額の最高額は東京都の985円に対し、最低額は鹿児島県の761円となり、最高額に対する最低額の割合は昨年度より0.4ポイント高い77.3%と、4年連続で改善した。なお、32県にのぼっていた700円台の地域別最賃は、今年度の答申に基づく改定で19県まで減少。新たに13県が800円台に乗り上げ、これで800円台が25県と半数を超える見通しになった。なお、全国加重平均（874円）を上回るのは、昨年度に続き7都府県に留まっている。答申された改定額は、関係労使からの異議申出に係る手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日～中旬までの間に順次、発効されることになる。

影響率が19.3%に／大阪

こうしたなか、各都道府県労働局の公表資料を見ると、例えば27円（2.97%）引き上げの936円を答申した大阪地方最低賃金審議会は、「諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引き上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって」結論に達したなどと説明。そのうえで、「今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求める」等とした。

添付の参考資料によると、賃金の引き上げが必要な労働者数は約27万8,000人にのぼり、改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合（影響率）は19.3%と見込まれている。

「例年、全会一致に至っていないことは、地方におけるの審議に大きく影響」／兵庫

また、兵庫地方最低賃金審議会では、中央最低賃金審議会の改定目安を1円上回る、27円引き上げの871円を答申した。審議会では、中賃審答申を「参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮し、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議」した。

答申に当たっては、「①最低賃金引き上げの影響を大きく受ける中小企業・小規模事業者の生産性向上等に対する支援策について、手続きの簡素化等利用しやすくするための改善策を講じる

こと、②現行の厚生年金保険・健康保険制度はパートタイム労働者等が就業調整を行う要因の一つとなっていることから、制度の見直しを行い働きたい人が働きやすい環境整備を実現すること、③中央最低賃金審議会について、例年、全会一致に至っていないことは、地方におけるの審議に大きく影響を及ぼすところであるので、今後、全会一致に至るための積極的な取り組みを行うこと、④公益見解により示される目安額については、より具体的な根拠を示すこと、⑤中央最低賃金審議会の目安については、全国における地方最低賃金の格差がランク分けにより年々広がっていく実態にあり、それが地方からの人口流出の一因となっていることから、その格差を是正すること、を強く要望する」等と強調した。

「客観的かつ合理的な根拠を示すための努力」等を強く要望／神奈川

さらに、中央最低賃金審議会の目安答申通り、27円（2.82%）引き上げの983円を答申した神奈川地方最低賃金審議会は、答申文のなかで、「現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くしていただくほか、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較考量しつつ、目安額設定についての議論を深めていただくよう強く要望する」等と明記。また、「近年において大幅な最低賃金の引上げが行われる中で、地域別最低賃金改定の目安について、その信頼感を高め、本審議会において十分な議論ができるよう客観的かつ合理的な根拠を示すための努力を尽くしていただくよう強く要望する」等と盛り込んだ。（調査部）

表2 平成30年度地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申された改訂額 【円】(注1)	引上げ額 【円】	目安額との比較 【円】	発効予定年月日(注2)
北海道	835(810)	25	±0	平成30年10月1日
青森	762(738)	24	+1	平成30年10月4日
岩手	762(738)	24	+1	平成30年10月1日
宮城	798(772)	26	+1	平成30年10月1日
秋田	762(738)	24	+1	平成30年10月1日
山形	763(739)	24	+1	平成30年10月1日
福島	772(748)	24	+1	平成30年10月1日
茨城	822(796)	26	±0	平成30年10月1日
栃木	826(800)	26	±0	平成30年10月1日
群馬	809(783)	26	+1	平成30年10月6日
埼玉	898(871)	27	±0	平成30年10月1日
千葉	895(868)	27	±0	平成30年10月1日
東京	985(958)	27	±0	平成30年10月1日
神奈川	983(956)	27	±0	平成30年10月1日
新潟	803(778)	25	±0	平成30年10月1日
富山	821(795)	26	±0	平成30年10月1日
石川	806(781)	25	±0	平成30年10月1日
福井	803(778)	25	±0	平成30年10月1日
山梨	810(784)	26	±0	平成30年10月3日
長野	821(795)	26	±0	平成30年10月1日
岐阜	825(800)	25	±0	平成30年10月1日
静岡	858(832)	26	±0	平成30年10月3日
愛知	898(871)	27	±0	平成30年10月1日
三重	846(820)	26	±0	平成30年10月1日
滋賀	839(813)	26	±0	平成30年10月1日
京都	882(856)	26	±0	平成30年10月1日
大阪	936(909)	27	±0	平成30年10月1日
兵庫	871(844)	27	+1	平成30年10月1日
奈良	811(786)	25	±0	平成30年10月4日
和歌山	803(777)	26	+1	平成30年10月1日
鳥取	762(738)	24	+1	平成30年10月5日
島根	764(740)	24	+1	平成30年10月1日
岡山	807(781)	26	+1	平成30年10月3日
広島	844(818)	26	±0	平成30年10月1日
山口	802(777)	25	±0	平成30年10月1日
徳島	766(740)	26	+1	平成30年10月1日
香川	792(766)	26	+1	平成30年10月1日
愛媛	764(739)	25	+2	平成30年10月1日
高知	762(737)	25	+2	平成30年10月5日
福岡	814(789)	25	±0	平成30年10月1日
佐賀	762(737)	25	+2	平成30年10月4日
長崎	762(737)	25	+2	平成30年10月6日
熊本	762(737)	25	+2	平成30年10月1日
大分	762(737)	25	+2	平成30年10月1日
宮崎	762(737)	25	+2	平成30年10月5日
鹿児島	761(737)	24	+1	平成30年10月1日
沖縄	762(737)	25	+2	平成30年10月3日
全国加重平均額	874(848)	26	-	-

(注1) 括弧書きは、平成29年度に改訂された地域別最低賃金額

(注2) 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり。